**全国盲ろう者団体連絡協議会機関誌**

**第２２号**

**２０１８年１０月１５日発行**

**発行**

**全国盲ろう者団体連絡協議会**

**連絡先**

**〒１１４－００３４**

**東京都北区上十条１－５－１－１０４**

**電話・ＦＡＸ　０３－５９９３―４３９５**

**E-mail　taikyoku194tyakugan@ip.mirai.ne.jp**

**URL　http://tarzans.sakura.ne.jp/jfdb/**

**口座**

**ゆうちょ総合口座**

**記号　１２１７０　番号８５８２４０６１**

**名義　全国盲ろう者団体連絡協議会**

**※機関誌の無断転載を禁じます。**

**全国盲ろう者団体連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）**

**全国盲ろう者団体連絡協議会機関誌**

**＜目次＞**

1. **会長の挨拶**
2. **新役員紹介**
3. **全国大会の報告**
4. **「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法（案）」制定への取り組み**
5. **会計からのご案内**
6. **連絡協議会の活動報告**
7. **連絡協議会の加盟団体**
8. **編集後記**

**１．会長の挨拶（会長　高橋信行）**

**秋涼の候、加盟団体の皆様におかれましては、ますますご壮健のこととお慶び申し上げます。**

**私などは、先ほど居住区の住民を対象とした避難訓練に参加してきたところです。盲ろう者の災害時における身の安全の確保や避難生活への配慮が話題となる今日この頃ですが、やはり、普段からこうした地域の行事に積極的に参加して、盲ろう者の存在やニーズをアピールしておくことが大事なのだろうと思いました。**

**さて、去る９月２日、全国大会の３日目に連絡協議会総会が行われ、会長選挙の結果、高橋が引き続き今期の会長を務めさせていただくことになりました。**

**前期までに、役員会にスカイプを取り入れるなどして赤字問題が解消し、継続して活動することが可能な体制になったわけです。いよいよ、当事者団体の代表として、盲ろう者の生活を良くしていくための活動を本格化する時が来たと考えています。**

**ですから、皆様にはたくさんのご意見を連絡協議会にお寄せいただきたいと思います。**

**どうか、引き続き連絡協議会にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。**

**２．新役員紹介**

**去る９月２日の第７回総会において、三役が正式に決まりました。その後、高橋会長が新しい役員体制を整えましたので、以下、新役員を紹介します。**

**会長　　　高橋　信行**

**副会長　　大杉　勝則**

**副会長　　藤鹿　一之**

**事務局長　庵　悟**

**会計　　　石川　隆**

**委員　　　門川　紳一郎**

**川口　智子（新任）**

**川島　朋亮**

**福山　佳代**

**古川　竜一郎（新任）**

**渡井　秀匡**

**監事　　　小林　功治（新任）**

**村岡　美和（新任）**

**顧問　　　　福島　智**

**２年間、よろしくお願い致します。**

**３．全国大会の報告**

**去る８月３１日から９月２日まで千葉県千葉市の幕張メッセにて、第２７回全国盲ろう者大会が開催されました。**

**プログラムの中で、連絡協議会が担当した分科会等の報告をいたします。**

1. **第１分科会「盲ろう者の生の声を聞く」（副会長　藤鹿一之）**

**毎年恒例となったこの分科会では、今年度からスタートした「盲ろう者向け同行援護事業」（以下、同行援護）について、すでに同行援護を行っている地域の関係者や実際に同行援護を利用している盲ろう者の生の声を聞くことにしました。**

**①東京の取り組み**

**東京盲ろう者友の会は、今年度より同行援護を開始し、同時に「かけはし」という事業所を設立しました。進捗状況等について話していただきました。**

**（ア）同行援護実施に向けての準備**

**・盲ろう者の同行援護の利用が増え、通訳・介助員派遣の利用が少なくなってしまうと、通訳・介助員派遣事業の予算が削られてしまう恐れがあります。そこで、これまで平日に週１、２日だった盲ろう者向けの学習会やサークルの回数を平日週３回に増やし、盲ろう者が通訳・介助員派遣や同行援護をたくさん使えるような環境を整えました。**

**・同行援護を実施するためには、必ず「サービス提供責任者」を置く必要があります。サービス提供責任者の要件は同行援護の３２時間の研修の修了の他に、介護福祉士などの資格が必要になります。そこで、職員にはこれらの研修を受けてもらう等職員の体制を整えました。**

**・同行援護についての情報を伝えるため、盲ろう者と通訳・介助員に分けて、説明会や相談会を行いました。**

**（イ）今後の課題**

**現在の規定では、２０２１年４月からは同行援護の資格のない通訳・介助員は、同行援護で活動できなくなります。そこで、東京盲ろう者友の会が同行援護の研修を実施できるよう準備を進めています。（受講料を安くすることにより、通訳・介助員が受講しやすくします）**

**②兵庫　実際に同行援護を利用している盲ろう者**

**通訳・介助員派遣だけでは、利用時間数が少なく思うような活動ができなかったため、同行援護を行うことになりました。最初のうちは役所の理解がなく、利用しにくかったが、粘り強く説明して役所の理解を得られるよう努力しました。同行援護を利用するようになり、活動範囲が広がりました。ただ、同行援護は在宅でのサポート、作業所等の通所には利用できないので困っている等、同行援護を行うことになった経緯から、実際に同行援護を利用して良かったこと、困ったこと、今後の課題を語っていただきました。**

**③広島の取り組み**

**広島は８月１日から同行援護を開始しました。広島盲ろう者友の会が事業所を設立して運営しています。まだ始めたばかりなので、これから実績を作っていきます。盲ろう者支援センター等の拠点もなく、何もないゼロからのスタートで、ＮＰＯ法人格の取得から始めました。事業所開設の準備の際、一番大変だったことはサービス提供責任者の確保です。友の会が同行援護の運営をするためには利用者、同行援護従業者、サービス提供責任者等の人材の確保、資金集め、事業所を設立する場所の確保をすることが重要であると、報告がありました。**

**＜補足説明＞**

**盲ろう者向け同行援護は友の会が事業所の設立をしなくても行えます。すでに、視覚障害者向けの同行援護事業を行っている事業所と提携し、その事業所で盲ろう者向け同行援護事業を行ってもらってもよいです。**

**フロアから多くの意見や質問が出され、活気ある分科会となりましたが、同行援護に関する説明が多くなり、時間の都合で参加盲ろう者からの意見を十分に聞くことができなかったことが反省点です。同行援護を行うためには様々な課題がありますが、今後多くの地域で同行援護が行われることを願っています。皆さん、一緒に頑張りましょう！**

1. **連絡協議会第７回総会（副会長　大杉勝則）**

**連絡協議会は、２００６年８月、第１６回全国盲ろう者大会が開かれた大阪会場にて設立されました。それ以来、全国大会を利用して、２年に１回、定期総会を開催してきています。今回は第７回目の総会となりました。３７団体のうち、２６団体の代議員が出席、１１団体が委任状提出で総会を開催することができました。**

**議長は、門川代議員（ＮＰＯ法人視聴覚二重障害者福祉センターすまいる）が務めました。**

**まず、川島委員（神奈川）より２０１６・２０１７年度活動報告、石川会計（千葉）より収支決算の報告、當山監事（東京）より会計監査の報告があり、審議の結果、満場一致で承認されました。**

**次に、次期の会長を選ぶ選挙が行われました。選挙管理委員は川口監事（東京）が務めました。会長立候補者がＮＰＯ法人えひめ盲ろう者友の会理事長の高橋信行氏だけだったため、信任投票となりました。高橋氏から所信表明がなされた後、選挙が行なわれました。その結果、全員により、信任され、高橋氏が再任となりました。同時に、藤鹿副会長（東京）、大杉副会長（広島）、庵事務局長（東京）の３名も再任になりました。**

**続いて、高橋会長より２０１８・２０１９年度活動計画案、庵事務局長より収支予算案の説明があり、審議の結果、満場一致で承認されました。**

**これからの２年間も、皆さんといっしょに、盲ろう者福祉の増進に頑張っていきましょう。**

1. **全体会・閉会式（委員　福山佳代）**

**全体会では、開会式、歓迎パーティー、各７分科会、全国盲ろう者団体連絡協議会総会、ふうわ、第１回アジア盲ろう者団体ネットワーク会議、社会見学の順で、一人３分程度に発表していただきました。**

**開会式では千葉県知事や千葉市長からご挨拶を頂いてよかったです。歓迎パーティーでは、これまでになかった「万歳」を取り入れたこと。各分科会では、パネラーによる発表や意見交換が盛大であったこと。他に、芸能発表会では６名が芸を発表し、みんなにも楽しんでいただけたこと。また、盲ろう者が楽しめる文化では、折り紙、クイズ、じゃんけんゲームを楽しんだこと。連絡協議会総会では各議案を審議し、すべて承認されたこと。ふうわではインド、タイの方に来ていただき、盲ろう児についての相談会を実施したこと。第１回アジア会議では７ヶ国それぞれの盲ろう者の方々から、ご自身の体験や自国の様子についてお話いただいたこと。社会見学では「横浜コース」に参加し、カップヌードルミュージアムで、カップに絵を描き、トッピングや麺を選び自分だけのカップヌードルを作ったこと。どれも素晴らしい発表でした。**

**全体会終了後、大会の締めくくりとして閉会式を行いました。連絡協議会の高橋会長と全国盲ろう者協会の山下事務局から挨拶をいただきました。**

**高橋会長からは、「素晴らしい大会でした。勇気と感動をいただきました。このエネルギーをもって、明日からまた気持ちを新たに頑張っていきましょう。全国大会は盲ろう者が作っていく盲ろう者の大会です。来年も分科会のテーマや担当者を募集しますので、どしどし応募してください」との話がありました。**

**山下事務局からは、「今回は初めてアジアネットワークを作っていこうということで、7カ国の盲ろう者や関係者の方に参加していただきました。大変充実した、素晴らしい大会でした。」とのお話がありました。**

**最後に、司会より「大会にご協力いただいた方々に感謝し、来年名古屋でお会いしましょう」と伝え、第２７回全国盲ろう者大会をすべて終了しました。**

**４．「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法（案）」制定への取り組み（委員　川島朋亮）**

**■これまでの経過**

**障害者の中で、日常生活においてテレビや新聞をはじめとしたマスメディアなどからの情報入手が困難であったり、家庭や職場などでのコミュニケーションができないなど、「情報障害」を併せ持つ人も多くいます。盲ろう者を含めて、そのような障害者たちも、いつでもどこでも一人ひとりに適した手段で気軽に情報を入手したり、コミュニケーションしたりできるように、これらを法的に保障し、整備していくために、２０１１年（平成２３年）に「聴覚障害者制度改革推進中央本部」は法案づくりに取り組んできました。一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などを含めた構成団体に、社会福祉法人全国盲ろう者協会も加わり、法案作りに取り組んでまいりました。その間、「Ｗｅ Ｌｏｖｅ コミュニケーション」パンフを発行したり、法案の制定の要望に関する署名運動を行なったりしてしました。その結果、１１６万人以上の署名が集まり国に提出したことで、法案の制定づくりに大きな弾みをつけることとなりました。**

**また、法案の内容について議論を重ねたり、パブリックコメント（意見募集）を行なったりして、法案づくりに洗練に洗練を重ねてまいりました。川島は庵とともに、全国盲ろう者協会の立場として中央本部会議や法案策定ＷＧ（ワーキンググループ）に出席して、盲ろう者の声を法案に反映させられるように積極的に意見を出したりしました。**

**第１次提言→第２次提言→第３次提言→第４次提言を経て、今年５月に最終案がまとめられ、６月中旬に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法（案）」として公開されました。ウェブにも公開されていますので、下記サイトをご覧ください。**

**＜条文内容＞**

**・テキスト版**

[**http://www.zentsuken.net/blogs/20180618.txt**](http://www.zentsuken.net/blogs/20180618.txt)

**・ＰＤＦ版**

[**http://www.zentsuken.net/blogs/20180618.pdf**](http://www.zentsuken.net/blogs/20180618.pdf)

**■法案の内容**

**ここでは、主に重要なことについて説明させていただきます。**

**（１）「情報アクセス」と「情報アクセシビリティ」の違いについて**

**当法案では、主に「情報アクセシビリティ」と「コミュニケーション」の言葉がたくさん出てきます。第２条の定義の中で、「情報アクセス」と「情報アクセシビリティ」それぞれについて書かれています。**

**「情報アクセス」とは、テレビや新聞、ラジオ、放送、著作物などを見たり聞いたりすることです。一般はそうして様々な情報を知ることができ、日常生活の中で常に行われています。**

**一方、「情報アクセシビリティ」は、近年になって使われ始めている言葉ですが、「障害者権利条約」に明記されている「アクセシビリティ」から来ています。「アクセシビリティ」とは、簡単に言うと「利用しやすさ」「近づきやすさ」を意味します。盲ろう者など情報障害を持つ者が通常のやり方では「読めない」「見られない」「知ることができない」などの困難があり、そのような状態を「情報アクセシビリティが低い」と言えます。誰もが気軽に情報アクセスする（見る、聞く、知る）には、例えば新刊を読みたい、ドラマを見たいと思う時にそのテキストデータを業者から提供されることによって、盲ろう者もその内容を知ることができるという風に、障害者一人ひとりの特性に適した手段を通してさまざまな情報を得られやすくする、理解が得られやすくするように、環境を整えていくことが大事、すなわち、「情報アクセシビリティを高めていく」ことが必要なのです。**

**（２）「コミュニケーション」の定義について**

**第２条「定義」３項で、「コミュニケーション」の定義が書かれていますが、ここでは「障害者権利条約」の条文に基づいて、「意思疎通」の意味だけに留まらず、他に「さまざまなコミュニケーション手段による人的支援」（例：通訳・介助員による盲ろう者への支援行為）、情報支援技術を利用しての「補助的」や「代替的な手段」も含まれており、広義的な意味合いを持つものとなっています。**

**（３）様々な分野の施策について**

**第８条から第１８条それぞれ、①医療と介護、②教育と療育、③職業と労働、④施設の利用と移動、⑤相談、⑥文化、スポーツ及びレクリエーション、⑦情報通信、⑧放送、⑨映像及び活字による文化（映画、著作物など）、⑩情報アクセス・コミュニケーション支援機器の開発及び整備、⑪防災及び防犯に関する施策が挙げられており、これらは特に盲ろう者としての声を反映させられるようにしました。具体的にどのようにしてほしいかについて全て表記させることはできませんでしたが、法案が国会で通れば、検討部会で具体的に話し合っていくことになると思います。尚、パブリックコメントなどで皆様から頂いた意見は全て法案に反映されるようにしています。**

**（４）コミュニケーション支援者（通訳・介助員、盲ろう者向け同行援護者など）の雇用、任用、派遣に関する全国共通の仕組みについて**

**第２０条「コミュニケーション支援者の雇用、派遣に関する施策」第２項には「コミュニケーション疎遠者の雇用、任用、派遣は全国共通の仕組みにより行わなければならない。」との表現でとどめています。具体的にどうするか、各地で見られている地域格差（派遣時間数や報酬額など）をなくすためにどのような文章の書き方が良いか、これまで議論を重ねましたが、障害者特性に応じた福祉サービスや支援、仕組みのあり方が異なっていることから、ひとつにまとまることは非常に難しいことでした。それについても、検討部会で具体的に煮詰めていくことになると思います。**

**（５）参政権及び裁判所、留置所に関する施策について**

**第３次提言段階では、法案に参政権及び裁判所、留置所に関する施策が盛り込まれていましたが、弁護士たちからの指摘があり、それらは省きました。理由は下記の通りです。**

**・参政権（投票、立候補者演説での情報保障など）は、「公職選挙法」に当てはまるので、公職選挙法の見直しが適切である。**

**・当法案は「立法」（国会において審議・議論を経て法律を定めること）であることに対して、裁判所及び留置所は「司法」に位置づけられている。「立法」と「司法」は別なので、裁判所及び留置所における情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に関する施策を入れることは不適切である。**

**■今後について**

**当法案の他に、手話言語法、読書バリアフリー法、高齢者及び障害者が安全に移動できるように「交通バリアフリー法」の一部改正、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックにおいて障害者も観戦を楽しめるようにするための取り組みが議員の間で始まっているなど、最近、国の方でも情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保証するための取り組みが活発化しつつあります。当法案は、それらすべてを包括（ほうかつ）できる法案であるとも言えます。**

**当法案が最終的にまとまったことで、今後国への働きかけと話し合い、一般への啓発活動が本格的になることが予想されます。引き続き、ご協力のほどお願いいたします。**

**５．会計からのご案内（会計　石川隆）**

**平成３０年度の会費納入のご案内を申し上げます。**

**下記の通り、会費の納入をお願いいたします。**

**会費　１万円**

**金融機関　ゆうちょ銀行**

**口座番号　１２１７０－８５８２４０６１**

**口座名義　全国盲ろう者団体連絡協議会**

**納入期限　２０１８年１０月３１日（水）**

**＜注意事項＞**

**・手数料はご負担ください。**

**・個人名でなく団体名義で振り込んでください。**

**・特定非営利活動法人やＮＰＯは省いてください。**

**・振リ込み済み通知書を領収証とします。大切に保管してください。**

**・期限内納入のご協力をお願いいたします。**

**６．連絡協議会の活動報告**

**２０１８年２月１６日以降、以下の活動を行いました。**

**・２月２５日（日）**

**「盲ろう者の医療機関利用時における要望調査」の協力依頼を加盟団体・盲ろうの子とその家族の会　ふうわ、ＣＨＡＲＧＥの会にメール送付**

**・２月２７日（火）**

**「通訳・介助者の立場からの盲ろう者の医療機関利用時における要望調査」の協力依頼を加盟団体にメール送付**

**・４月１５日（日）**

**メールマガジン第３７号発行**

**・５月２５日（金）**

**第７回連絡協議会定期総会開催案内送付**

**・６月１日～３０日**

**次期会長立候補受付**

**・６月９日（土）**

**監査会（東京）**

**・６月１５日（金）**

**メールマガジン第３８号発行**

**・６月１９日(火)～６月２７日(水)**

**第１１回ヘレン・ケラー世界会議及び第５回世界盲ろう者連盟総会に参加（高橋会長）**

**・７月５日（木）**

**第９回全国盲ろう者体験文コンクール審査会（関編集）**

**・８月１日（水）**

**第７回定期総会議案書送付**

**・８月１２日（日）**

**役員会（東京・広島・愛媛を結ぶスカイプ使用）**

**・９月２日（日）**

**第７回定期総会（千葉）**

**その他、聴覚障害者制度改革推進中央本部、日本障害フォーラム等の各種会議に、盲ろうの代表として全国盲ろう者協会の名前で出席し、意見書提出等に取り組みました。**

**７．連絡協議会加盟団体**

**現在、加盟しているのは、以下の３７団体です。**

**・札幌盲ろう者福祉協会**

**・岩手盲ろう者友の会**

**・山形県盲ろう者友の会**

**・栃木盲ろう者友の会「ひばり」**

**・ＮＰＯ法人群馬盲ろう者つるの会**

**・埼玉盲ろう者友の会**

**・ＮＰＯ法人千葉盲ろう者友の会**

**・認定ＮＰＯ法人東京盲ろう者友の会**

**・神奈川盲ろう者ゆりの会**

**・新潟盲ろう者友の会**

**・富山盲ろう者友の会**

**・石川盲ろう者友の会**

**・岐阜盲ろう者友の会**

**・静岡盲ろう者友の会**

**・愛知盲ろう者友の会**

**・三重盲ろう者きらりの会**

**・ＮＰＯ法人しが盲ろう者友の会**

**・京都盲ろう者ほほえみの会**

**・ＮＰＯ法人大阪盲ろう者友の会**

**・ＮＰＯ法人視聴覚二重障害者福祉センター「すまいる」**

**・ＮＰＯ法人兵庫盲ろう者友の会**

**・奈良盲ろう者友の会「やまとの輪」**

**・ＮＰＯ法人和歌山盲ろう者友の会**

**・鳥取盲ろう者友の会**

**・岡山盲ろう者友の会**

**・ＮＰＯ法人広島盲ろう者友の会**

**・山口盲ろう者友の会**

**・徳島盲ろう者友の会**

**・香川盲ろう者友の会**

**・ＮＰＯ法人えひめ盲ろう者友の会**

**・高知県盲ろう者友の会**

**・福岡盲ろう者友の会**

**・長崎盲ろう者友の会「あかり」**

**・熊本盲ろう者夢の会**

**・大分盲ろう者友の会**

**・ＮＰＯ法人鹿児島県盲ろう者友の会いぶき**

**・沖縄盲ろう者友の会**

**８．編集後記**

**１０月に入り、徐々に涼しくなってきました。秋といえば何を思い浮かぶのでしようか。私は芸術の秋が好きです。所々で演劇や音楽などのイベントが開かれており、チケット購入のため忙しい日々に追われています。そんな中、私はヨガにハマってます。特に夜ヨガです。きっかけはユーチューブで夜ヨガ講座を見たことです。寝る前にストレッチしてみたら、気持ちよく寝ることができました。結構効果があります。無理にせず、軽く足や腕を伸ばすなどでストレッチをすれば一日の疲れを癒すことができます。興味のある方はぜひやってみてください。
　せっかくですので、涼しい間にたくさん好きなことを楽しみましょう！（川口）**